

発議第6号

議員と市職員との適正な関係の確保及び再発防止に関する決議

浦安市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月24日

浦安市議会議長 柳 毅一郎 様

提出者

浦安市議会議員

毎田潤子

賛成者

浦安市議会議員

広瀬明子

〃

末益隆志

〃

小林章宏

〃

岡本善徳

〃

川野辺則章

〃

美勢麻里

〃

水野実

〃

中村理香子

〃

上野賢一

〃

橋爪雄輔

〃

一瀬健二

〃

深津徳則

〃

宝新

〃

西川嘉純

〃

工藤由紀子

〃

斉藤哲

〃

広田尚大

〃

田村李瑠

議員と市職員との適正な関係の確保及び再発防止に関する決議

浦安市議会は、市民の信頼と期待に応え得る議会の構築に向け、不断の努力を行う意思を示すことを目的に、「議会において最も考慮されるべき規範」として、令和4年3月23日、浦安市議会基本条例（以下条例）を制定した。

議会は、二元代表制の下、市民の負託に応える合議制の議事機関として、市政に関する意思決定を行い、市長等による行政運営を調査・監視する責務を負っている（条例第1条・第3条）。また、議員は市民の代表として、常に資質向上に努め、高い倫理観を持って誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない（条例第4条・第6条）。これらは、条例に明記された議員が遵守すべき最も基本的な原則であり、職責である。

令和7年6月、議会として、高い倫理性を保持することを目的に、ハラスメント防止条例を制定する過程において「浦安市議会ハラスメントに関するアンケート調査」を実施した。その回答の中に、市職員から『議員自らが考えるべき質問内容や文章を市職員に作らせ、職務放棄にあたる』との趣旨の苦情が寄せられ、市議会全体で問題を共有していたにもかかわらず、以降も市職員が作成した原稿を用いて質疑を行っていた事実が明らかとなった。

本件については、令和8年4月21日に市長から議長に対し「職員への働きかけについて」の申入れ（浦総第66号）が提出され、一名の議員（令和8年6月22日辞職）が令和7年及び令和8年において、市職員に対し常任委員会の質疑等の作成を依頼していた事実が判明した。議会は、市長からの申入れを受け、4月27日に全員協議会を開催し、本人から初当選以来、継続して市職員に、一般質問や常任委員会等での質問・質疑原稿の作成を委ねていた事実を認める趣旨の発言がなされた。

本来、議員は、「市政の課題を把握し、市民福祉の向上を目指す」ため、自ら調査研究を行い、その成果を議論に反映させるべき役割を担っている（条例第4条）。自らの根幹たる職務である質問及び質疑の原稿作成を、監視対象である執行機関の職員に委ねることは、「議員としての資質向上に不断に努める」という原則を放棄するものであり、議員としての職責を自ら否定する行為と言わざるを得ない（条例第4条第2項第3号）。

さらに、条例は、議会と市長等が「対等で緊張感のある関係を常に保持する」ことを求めている（条例第15条第1項）。市長等を調査・監視する立場にある議員が、その執行機関に属する市職員に自らの質問及び質疑の原稿作成を依頼することは議会と執行機関との間に求められる健全な緊張関係を損なうものであり、二元代表制の趣旨に照らしても極めて不適切な行為である。

とりわけ、当該行為が長年にわたり継続され、市職員アンケートによる指摘や改善を求める声があった後も是正されなかったことは、その責任を極めて重大なものとしている。

浦安市議会は、本事案を重く受け止めるとともに、議員と市職員との適正な関係を確保し、市民からの信頼回復に向け、議会として議員倫理の向上及び再発防止を徹底することを強く決意する。

以上、決議する。

令和8年6月 日

浦安市議会